

No. 41

制度名	鳥獣被害防止総合対策事業	主管課名	農村計画課 農村活性化G		
		問合せ先	029-301-4264		
目的・趣旨	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特措に関する法律（鳥獣被害防止特措法）に基づき市町村が作成する鳥獣被害防止計画の実施に必要な活動や侵入防止柵，有害捕獲した野生鳥獣食肉加工施設の導入等について支援する。				
<p>[対象団体]</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援事業（国補） ①推進事業 地域協議会 ②整備事業 地域協議会，市町村等</p> <p>(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（国補） 地域協議会，市町村</p> <p>(3) 鳥獣被害防止対策施設整備支援事業（県単） 市町村</p> <p>(4) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業（県単） 地域協議会，市町村</p> <p>[対象事業]</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合対策支援事業 ①推進事業 ○鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動 等 ・捕獲機材の導入 ・鳥獣の捕獲，追い払い ・ICT等を用いた新技術実証 等 ・イノシシ等を近づけない環境づくり（緩衝帯の設置等）</p> <p> ②整備事業 ○侵入防止柵等の被害防止施設 ○焼却施設 ○捕獲技術高度化施設（射撃場） ○捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設</p> <p>(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ○捕獲活動経費の助成</p> <p>(3) 鳥獣被害防止対策施設整備支援事業 ○国補対象外（受益戸数3戸未満）の侵入防止施設の整備に関する経費の支援</p> <p>(4) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業 ○（2）に上乗せ補助を行っている市町村に対する上乗せ支援（上限は国補と同額）</p> <p>[補助要件等]</p> <p>鳥獣被害被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画が作成されていること。</p> <p>[対象経費]</p> <p>上記対策に取り組むための活動経費や施設等導入経費</p> <p>[補助限度額等]</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合対策支援事業 ①推進事業 1/2 以内，実施隊が中心となつて行う取組や新規地区等は定額（限度額あり） ICT等を用いた新技術実証の取組には定額（1,000千円以内）</p> <p> ②整備事業 1/2 以内，自力施工の場合には資材費は定額</p> <p>(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 定額（上限単価あり）</p> <p>(3) 鳥獣被害防止対策施設整備支援事業 市町村補助額と同額（上限60千円）</p> <p>(4) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業 市町村補助額と同額（上限は国補と同額）</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
(1) 鳥獣被害防止総合対策支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・1/2 以内，定額 ・1/2 以内，定額 ・1/2 以内，定額 ・定額 	<ul style="list-style-type: none"> 1/4 以内 定額 定額 定額 	<ul style="list-style-type: none"> 1/2 1/4 	
①推進事業（環境整備を除く） （環境整備に係る経費）					
②整備事業					
(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業					
(3) 鳥獣被害防止対策施設整備事業					
(4) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動促進事業					
[2年度当初予算額] 205,636千円		[2年度補助対象団体] 令和2年4月以降			